

# 青柳ルート平成 31 年度以降評価基準について（案）

## ■コミュニティワゴン試行運行の今後の評価基準の設定について

平成 29 年度第 4 回（前回）の地域公共交通会議において、本運行へ移行する目標（評価基準）というよりも運行継続の可否を判断するための基準を設定しておく必要があるのではないかとの意見があった。

これをうけて過去の利用人数、運行状況等を踏まえながら継続可否判断の基準について以下の通り整理した。

（事務局案）平成 29 年第 4 回（前回）の基準案一部参照

## ■青柳ルート利用状況

青柳ルートの利用状況は参考資料 1 の通りである。①平成 29 年度、30 年度にかけて青柳ルートは一日当たり 50 人～60 人の数字で推移しているが、平成 30 年度に入ってから過年度のような伸びは見られず頭打ちの傾向となっている。

一方、過去に実施した車内アンケートによると利用者の多くは高齢者であり後期高齢者も多い。

## ■ 青柳ルートの評価基準

平成 26 年度から最長 3 年間で実施した試行運行においては、一日当たり 50 人以上の利用者があり収支率が 20%を超えた場合には試行運行を継続、一日あたりの利用者が 70 人を超え収支率が 30%を超えた場合には本運行に移行するとしていた。

青柳地域における高齢者以外の交通手段については、基本的に徒歩、あるいは自転車、自家用車で事足りていると考えられる。利用者は増加傾向であるが、今年度の一日当たりの利用者数が 70 人を超えるのは厳しい状況といわざるを得ない（参考…青柳ルートは試行運行開始当初一日 13 便。これを前提に片道 3 人程度、循環路線なので一便あたり 6 人程度×13 便≒70 人と設定した。現在は一日 22 便）

一方、評価に当たっては、一日当たりの利用者数、収支率に加えて「高齢者、しょうがい者等の外出に寄与しているかについても考慮する」こととなっていることから、特に高齢者の一定の外出手段の一つとして青柳ルートが利用されていることが車内アンケートから明らかになっている。

これをうけて、平成 31 年度以降は、青柳ルートを福祉交通手段として位置づけなおし、①一日当たり 50 人の利用者、②1 便当たり 2.5 人の利用者を基準として運行継続の可否を判断するものとする。

なお、基準を下回った場合の判断にあたっては、即運行休止・廃止するわけではなく、運行形態やコスト面などの見直し、対象地区住民の意見、利用者の状況や地域の貢献度等を総合的に勘案し、判断を行うこととする。も、その際には定時定路線の運行ではなく、福祉交通手段としてデマンド型交通等の検討も視野に入れる。

以上

（事務局註…二重取り消し線部分は会議の中で削除となった。）